

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年12月15日（平成29年（独個）諮問第82号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（独個）答申第82号）

事件名：本人が行ったハラスメント申立てに係る「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月15日付け総法文1048号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

平成27年7月15日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（総法文1048号）に係わる通知の記載を取り消し、特定された“部分開示文書（資料1）”（文書1）の全範囲を開示せよ。

イ 異議申立ての理由

本件開示請求は調停委員会や防止対策委員会の運用が公正・客観的であったか、それとも組織や役員に係るサイドに有利な運用がなされたかを焦点に行われた。つまり、不公正や冤罪が生じたのではないかとの危惧のもと保有個人情報開示請求により検討を加えたものである。

開示文書やその範囲を見るに、危惧の通り調停委員会や防止対策委員会の運用は不公正であると結論せざるを得ない。またこれらに連

動してか、開示決定も適正さを欠く。東北大学を是正し真の発展を祈念する立場から異議を申し立てる。

まず、本件開示文書である資料2（文書6）をご覧頂きたい。左右の文書を見比べると3つの事実が明確になる。（注；a, b, cと矢印付き曲線は私が付加した；カラーマークも同じ）

■相互に申立てがあり同日（特定日A）に委員会が発足している（a）。それなら2ヶ月たったこのメール時点（特定日B）でX氏にこの事実を伝えるべきではないのか。内規違反。実際一切知らせていない、しかも特定月まで11ヶ月も！；規約では2ヶ月で解決とある。情報の操作。

■特定組織側はこの事実を知っている。X氏は全く知らない。情報の格差。委員長は「問題解決に向けて、当事者でよく話し合われよ」と伝えた（b）。誘導策。

■防止対策委員会のメンバーが全て調停委員会と調査委員会を構成し、独立性や中立性を担保していない（c）。内規違反。（メンバーと特定組織側の癒着が危惧される。）

一体a, b, cに係る委員長の真意は何であろうか。X氏を錯誤させ妥協させて、一方的に有利に調査を進めようと思図したのではないか。実際別の開示文書にその附合例があり、処分等に向け暴走した可能性が高い。

以上より開示文書である資料1（文書1）で隠蔽した部分は正当な理由があるとは認めがたい。錯誤誘導や陰謀策略の記載に過ぎず、法令により保護適用に値せず、全て開示するのが相当である。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

諮問庁からの「理由説明書」（下記第3）について意見を記載する。

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し慎重に行うことを希望する。特に「1 異議申立ての経緯」及び2の「（1）異議申立ての理由」については形式論にとどまらず、文書特定不備の背景や関連事情につき実質的審査を求める。

特に最近「国立大学法人大阪大学における入学試験の出題不備とその後の不適正（隠蔽）対応；更にセンター試験監督者の居眠り」につき文部科学省を介入した事案の報道がなされた。国立大学法人の不正隠蔽体質を露呈した象徴的事案と思慮する。本件についても東北大学の暴走体質、人権侵害・隠蔽体質が見え隠れしている。添付した資料（資料1, 2）を参照。特定年数以上国立大学に特定職位で勤務し高レベルの教育・研究実績を続けてきた筆者として誠に憂慮すべき事態と思慮する。

さて、理由説明書の「1 異議申立ての経緯」に記載があるように本件では項目番号（請求番号）1）2）3）4）5）6）が異議申立ての対象となっている。また異議申立の理由で問題点・矛盾点を指摘した。特に■印ではこれまでの開示文書結果に基づき、具体的に明記した。これらに関し諮問庁は2の「（2）諮問の理由」において説明を試みているが焦点を外し、論点に答えておらず、不自然ないし錯誤・虚偽の記述に始終している。

項目番号1）についての説明では文書特定も不十分であり、開示判断も法令を曲解して自己都合本位の不適正なものである。

項目番号2）についての説明では文書特定が不十分であり、自己都合本位の不適正な探索である。

項目番号3）についての説明では文書特定が不十分であり、自己都合本位の不適正な探索である。

項目番号4）についての説明では文書特定も不十分であり、開示判断も法令を曲解して自己都合本位の不適正なものである。

項目番号5）についての説明では文書特定も不十分であり、開示判断も法令を曲解して自己都合本位の不適正なものである。都合本位の不適正なものである。

項目番号6）についての説明では公正かつ迅速なハラスメント事案対応にむけ対応制度が整備されている。その中で「調査」と「認定」は独立に先入観なく公平に行われる旨規定されている。文書開示の結果は防止対策委員会（受理・認定）の委員がすべて調査委員会（調停委員会も同様）委員を兼務しており、不備・不正そのものであり、公正性が担保されていない。この事実は文書開示請求結果によって初めて明らかになった。各種“相談員”もこれら委員会の指令下にある。学内統制の名のもとに様々な情報操作が行われていると危惧される。このような状況から多くの該当文書が存在すると思われる。

これまでの情報開示の結果を見る限り、東北大学の暴走体質、人権侵害・隠蔽体質が見え隠れしている。国立大学法人大阪大学の事案は起こるべくして起こり、今後も形を変えて東北大学その他で再発しうると思われる。添付した資料（資料1，2）を参照。同資料について数回公式に依頼したにも係らず、無視状況で合理的説明はなされていない。類似事例での説明も根拠や証拠は一切無く、申請書への備考欄記載も無く、「電話連絡だった」とか「メモであり廃棄した」とか不自然に始終している。大学事務規約に照らし虚偽説明にほかならない。実際「虚偽」との内部職員情報が存在する。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年6月16日に、異議申立人から、概ね次のような保有個人情報開示請求があった。

- 1) 「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C」の一切。
- 2) 東北大学ハラスメント関連学内規約である“「調停」の手続き”によれば「6. なお調停委員会の示す調停合意案で合意できない場合は、調停は成立しない。」などの方針をあらかじめ決定して調停にのぞむことは規約違反である。なぜなら「①当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により紛争解決を図る手続きが「調停」である（学内規約）」し、a 当事者の私はもっと話し合う必要がある旨、提出書面で主張し、b “調停案提示後”も具体的内容を話し合い再発予防すべき旨文書を提出し主張してきた。これらa, bの文書。
- 3) 調停案提示前後の時期に、調停案内容とその取り扱い、申立人の状況等（反論、要望、意見含む）に係り、特定組織側に連絡した文書一切。
- 4) 実際に締結された「調停の合意文書」では「調停委員会の示す調停合意案」とは異なった内容で合意されている。a 「調停の合意文書（特定日D付）」原本、b 「6. なお調停委員会の示す調停合意案で合意できない場合は調停は成立しない」との方針にそむいて別の内容での調停の成立を認めたのかその事情（ないし背景）のわかる一切の文書（委員長の指示や意向を含む；私宛“連絡”も含む）。
- 5) 全学調停委員会はa メンバー全員が、全学ハラスメント防止対策委員会委員である旨、b また、全学ハラスメント防止対策委員会委員長の全学調停委員会に対する様々な介入や操作の実態が情報公開において明らかにされた。a, bを示す一切の文書。c 特定組織の長と委員長が特定身分関係であることを示す文書。
- 6) a 調停委員の人選が規約に違反している、逆にb違反していないことを示す文書。

今回、異議申立てのあった請求については、全部を開示するもののほか、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある同条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨、並びに法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年7月15日付けで行った。

その後、平成27年7月21日付けの異議申立書が提出され、翌22日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人が申立人として提出したハラスメント調停申立てに係り作成された「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C」、調停案提示前後の時期の連絡文書、調停委員会が示す調停案とは異なった内容で合意された事情が分かる文書、調停委員と防止対策委員の関係等及び調停委員の人選に関する保有個人情報を探求しているものである。

項目番号1) について、①「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C」を特定し、「調停委員会の見解記述部分」を法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため不開示とした。

項目番号2) については、②事務局から申立人宛てに送付した連絡メール及び申立人から事務局へ送付した連絡メール（計10件）を特定し、全部開示とした。

項目番号3) については、③事務局から相手方宛てに送付した連絡メール及び相手方から事務局へ送付した連絡メール（計6件）を特定し、全部開示とした。

項目番号4) について、④「調停の合意文書（確認書）」、②の連絡メール及び⑤「調停の合意の件（特定日時Aメール）」を特定し、④は全部開示し、⑤は「調停委員会委員の氏名、メールアドレス、所属情報」を①の不開示理由と同様に、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報に該当するため不開示とした。

項目番号5) については、⑥「ハラスメント全学防止対策委員会（特定日A）議事メモ」、⑦「第2回調停の開催について（特定日時Bメール）」及び⑤を特定し、⑥の「開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分」を法14条2号本文後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため不開示とし、「委員長及び役職指定の委員並びに請求人が知り得ている委員以外の委員氏名、所属」及び⑤の「調停委員会委員の氏名、メールアドレス、所属情報」を①の不開示理由と同様に、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報に該当するため不開示とした。また、⑦に記載された「担当係長

以外の係長以下職位の氏名、メールアドレス」を法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を特定できる情報に該当するため不開示とした。特定組織の長と委員長が特定身分関係であることを示す保有個人情報には保有していないため、不開示とした。

項目番号6)についても、保有個人情報として保有している法人文書は無く、不開示とした。

異議申立てを受け、その対象となっている「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C」（文書1）の不開示部分について改めて確認及び検討したが、原決定が妥当と考える。

なお、異議申立人はハラスメント調停申立て及びハラスメント調査申立ての手続きについて内規違反や情報操作等があり、文書1の不開示部分について、正当な理由があるとは認めがたいと述べているが、そのような事実はなく、不開示部分について原決定が妥当であると判断したものである。

以上の理由から、平成27年7月15日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年12月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月15日 | 審議 |
| ④ | 同月26日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年2月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分のうち、「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C」（文書1）に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件不開示部分は法14条5号柱書きに該当し、不開示を維持すべきである旨説明することから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当該部分について諮問庁は、調停委員会の見解記述部分であって、開

示ることにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント事案の処理に関して踏み込んだ発言等をちゅうちょしたり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき調停制度そのものの形骸化を招くおそれがあり、当該委員会の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書きに該当する旨説明する。

- (2) 本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分には、調停合意文書案の検討における調停委員会の見解等が具体的に記載されていることが認められ、これを開示することにより当該委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年4か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書1 調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日C
- 文書2 事務局から申立人あて送付の連絡メール及び申立人から事務局への連絡メール（計10件）
- 文書3 事務局から相手方あて送付の連絡メール及び相手方から事務局への連絡メール（計6件）
- 文書4 調停の合意文書（確認書）
- 文書5 「調停の合意の件」特定日時Aメール
- 文書6 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日A）議事メモ
- 文書7 「第2回調停の開催について」特定日時Bメール